

これまでの熊本市自治基本条例見直しに関する 自治推進委員会審議内容

令和3年（2021年）12月
熊本市地域政策課

● 過去の見直し検討項目

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 区のコミュニティのあり方に関する見直し | 【条例改正が必要】 |
| 2 区ごとのまちづくりに関する見直し | 【条例改正が必要】 |
| 3 公職選挙法改正に関する見直し | 【条例改正が必要】 |
| 4 平成28年熊本地震に関する見直し | 【条例改正が必要】 |
| 5 熊本市人口ビジョンに関する見直し | 【条例改正は不要】 |
| 6 まちづくりセンター設置に関する見直し | 【条例改正は不要】 |
| 7 第42条「条例の見直し」の規定に関する見直し | 【条例改正は不要】 |

1 改正内容（平成27年4月1日改正）

（1）新たに「地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民の相互連携」に関する条文を設ける。

（地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携）

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

（2）新たに「区のまちづくり」に関する“章”を追加し、「まちづくりへの取組」などに関する条文を設ける。

第6章 区におけるまちづくり

（区におけるまちづくり）

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

（1）地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

（2）地域における課題を的確に把握すること。

（3）地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4) 地域における多様な主体と連携すること。

(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

＜改正理由＞

- 政令指定都市移行に伴い、行政区が設置
- まちづくりやコミュニティのあり方について、区を単位とした観点での検討が必要
- 区ごとのまちづくり推進を目的として改正するもの。

2 改正内容（平成31年4月1日改正）

(1) 第28条条文中の「未成年」の表記を「18歳未満」と変更する。

(青少年・子どもの参画)

第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（**18歳未満**の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

＜改正理由＞

- 第28条は「選挙権や地方自治法上の直接請求権を持たない市民」を対象
- 公職選挙法改正により、選挙権等の要件が満18歳以上に引き下げられた
- よって、20歳未満を意味する「未成年」を「18歳未満」に改正するもの

(2) 新たに「危機管理」に関する“章”を追加し、「自助、共助」などに関する条文を設ける。

第7章 危機管理

(危機管理)

第36条の2 市民は、日頃から災害等に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。

＜改正理由＞

- 熊本地震を踏まえると、「自助」、「共助」、迅速かつ的確な対応の「共助」が重要
- 復旧・復興でも、市民・地域・議会・行政の総力をあげた取り組みが求められる
- これまでの「危機管理体制の構築に務める」という市長等の責務だけでは、大規模災害等への対応は十分ではないため、改正するもの

3 見直しの結果、改正しなかったもの

(1) 熊本市人口ビジョンを踏まえた見直しの検討

<検討概要>

- 人口減少・少子高齢化が急速に進み、高齢者支援、空家増加、税収減、経済規模の縮小など様々な影響が想定されている中で、それらの課題に対する取組を反映するように、自治基本条例を改正する必要があるか。

<改正しなかった理由>

- 人口減少や少子高齢社会などの変化に起因する様々な課題を想定した上で、それらの課題について、市民との情報共有や参画・協働により、「何を優先して取り組むか」ということを「自治のルール」として明文化したものが自治基本条例であるため。

(2) まちづくりセンター設置に伴う見直しの検討

<検討概要>

- 平成29年度から市内17カ所に「まちづくりセンター」の設置と、49名の地域支援専任の「地域担当職員」を配置したことについて、自治基本条例に規定する必要があるか。

<改正しなかった理由>

- まちづくりセンターは、「まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針」に基づいて設置されたものであり、本方針は自治基本条例第32条「地域コミュニティ活動」や第33条「市民公益活動」、第35条「区におけるまちづくり」などに基づき策定されたものであるため。
- まちづくりセンターを自治基本条例に規定することにより、地域担当職員の自覚や地域の期待が高まることに繋がるが、まちづくりセンターは組織名称であることから、その名称が変更となる度に条例改正が必要となるため。

(3) 第42条「条例の見直し」に関する検討

(条例の見直し)

第42条 市長は、この条例の施行後、**4年を越えない期間ごと**にこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続きを実施します。

<検討概要>

- 「4年を越えない期間ごと」の規定を「必要に応じて」に変更することについて

<改正しなかった理由>

- 現在の「4年を越えない期間ごと」という規定においては、4年に1度しか見直しができないわけではなく、今後の社会情勢等の変化に柔軟に対応するという理由では、「必要に応じて」と変更することの必要性がないため。
- 現在の規定によって、自治基本条例の見直しに関する行政のチェック機能が果たされているという考え方もでき、「必要に応じて」と変更した場合には、「誰が」、「どのような基準」で必要と認めるかなどが曖昧となり、見直しに関しての適切な措置が講じられない懸念があるため